

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域計画の策定及び地域計画に基づく事業等の実施を推進するため、当該事業等を行うまちづくり協議会（以下「協議会」という。）に対して、当該年度の予算の範囲で補助金を交付し、もって地域の特色あるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、青森市まちづくり構想推進事業実施要綱（平成26年4月25日実施）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域計画策定事業 地域計画の策定を行う事業
- (2) 特色あるまちづくり事業 地域計画に基づき実施する事業
- (3) 地域づくり協働事業 特色あるまちづくり事業のみでは解決できない地域課題を解決するために実施する事業で、緊急性や必要性など特別な事由が認められるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度において協議会が行う補助対象事業に要する経費（特色あるまちづくり事業及び地域づくり協働事業に要する経費のうち、備品の購入費については、補助対象経費の合計額の5分の1に相当する額を上限とする。）とする。ただし、別表1に掲げる経費を除くものとする。

2 国、県、市等から、前項の補助対象経費を対象とする補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額に相当する額を補助対象経費の額から差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域計画（地域計画策定事業の場合を除く。）
- (2) 事業計画書（様式第2号）（地域計画策定事業の場合を除く。）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、第3条各号に掲げる事業につき、1回を限度とする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することに決定した場合にあっては令和8年度青

森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことに決定した場合にあっては令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

（事業の変更及び廃止の申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書に記載された事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い日までに、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）（地域計画策定事業においては、策定した地域計画）
- (2) 事業費精算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- (4) 写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金請求書（様式第11号）（同項ただし書の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする場合には、概算払を請求する理由書及び請求金額の内訳を証する書類を含む。）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の着手）

第12条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、補助金の交付の決定前に補助事業に着手するときは、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定前着手届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱に基づく申請書類等に虚偽の記載をし、その他不正の行為があると認められるとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業を廃止したとき。
- (4) 市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。
- (5) その他青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）及びこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（その他）

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表1（第4条関係）

補助対象事業	補助対象外経費
1 地域計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 懇親会等に係る飲食経費 (2) 協議会構成員に対する賃金、謝礼 (3) 協議会の経常的な運営維持管理経費（事務所の家賃、光熱水費、電話代等） (4) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費 (5) 用途が特定されない予備的経費 (6) その他補助することが適当でないと市長が認める経費
2 特色あるまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 懇親会等に係る飲食経費 (2) 協議会構成員に対する賃金、謝礼 (3) 他の団体に対する補助金、負担金等（他の団体と連携して行う事業に対し、当該事業を行うために組織される実行委員会の一員として負担する場合を除く。） (4) 抽選会等の実施に係る景品代
3 地域づくり協働事業	<ul style="list-style-type: none"> (5) 協議会の経常的な運営維持管理経費（事務所の家賃、光熱水費、電話代等） (6) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費 (7) 用途が特定されない予備的経費 (8) その他補助することが適当でないと市長が認める経費

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象事業	補助金の額									
1 地域計画策定事業	補助対象経費相当額とし、上限を 10 万円とする。									
2 特色あるまちづくり事業	<p>補助対象経費相当額とし、上限を次の補助基準により算定した額とする。</p> <p>[補助基準] 均等割、町(内)会割及び世帯割の合計額</p> <p>(1) 均等割 250,000 円 (複数の地区連合町会等が参画するまちづくり協議会である場合は 500,000 円)</p> <p>(2) 町(内)会割</p> <table border="1" data-bbox="603 721 1347 1323"> <tr> <td data-bbox="603 721 932 913">申請者の活動区域内にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合 (申請者の活動区域が当該区域の属する地区連合町会等の区域より小さい区域である場合は、申請者の活動区域の属する地区連合町会等の区域にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合)</td> <td data-bbox="932 721 1139 913">2/3 以上</td> <td data-bbox="1139 721 1347 913">150,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="932 913 1139 1106">1/3 以上 2/3 未満</td> <td data-bbox="1139 913 1347 1106">100,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="932 1106 1139 1323">1/3 未満</td> <td data-bbox="1139 1106 1347 1323">50,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 世帯割 申請者の活動区域内の 1 世帯数につき 20 円 (世帯数とは、青森市町会連合会又は青森市浪岡町内会連合会に登録されている直近の町(内)会世帯数をいう。)</p>	申請者の活動区域内にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合 (申請者の活動区域が当該区域の属する地区連合町会等の区域より小さい区域である場合は、申請者の活動区域の属する地区連合町会等の区域にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合)	2/3 以上	150,000 円		1/3 以上 2/3 未満	100,000 円		1/3 未満	50,000 円
申請者の活動区域内にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合 (申請者の活動区域が当該区域の属する地区連合町会等の区域より小さい区域である場合は、申請者の活動区域の属する地区連合町会等の区域にある全ての町(内)会のうち、申請者の構成団体である町(内)会の割合)	2/3 以上	150,000 円								
	1/3 以上 2/3 未満	100,000 円								
	1/3 未満	50,000 円								
3 地域づくり協働事業	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額) とし、上限を 50 万円とする。									

年 月 日

青森市長 様

(申請者)

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 職 氏 名

令和 8 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付申請書

令和 8 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金の交付を受けたいので、令和 8 年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	金 円
2 交付申請事業 (該当事業に○)	地域計画策定事業
	特色あるまちづくり事業
	地域づくり協働事業
3 添付書類	(1) 地域計画 (地域計画策定事業の場合を除く。) (2) 事業計画書 (様式第 2 号) (地域計画策定事業の場合を除く。) (3) 収支予算書 (様式第 3 号) (4) その他市長が必要と認める書類

交付限度額	金 円
-------	-----

事業計画書

事業名	
団体名	
区域内世帯数	世帯
事業目的	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業内容	

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※事業内容の分かるチラシ、パンフレットやその他資料がある場合は合わせて提出してください。

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

1 収入

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本年度の収入の明細
自己負担額				
補助金額				
そ の 他				
合 計				

2 支出

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	本年度予算額の財源内訳			支出の明細
				自己負担	補助金	その他	
補助対象経費							
補助対象外経費							
合 計							

様

青森市長 印

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、次のとおり決定したので、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付申請事業名
- 2 交付決定額

様

青森市長 印

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付申請事業名
- 2 不交付の理由

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 職 氏 名

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更（廃止）理由

2 補助金交付申請額

変 更 前	円
変 更 後	円

3 変更事項

変 更 前	
変 更 後	

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 職 氏 名

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け青市指令 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、補助事業が完了したので、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書（様式第8号）（地域計画策定事業においては、策定した地域計画）
- 2 事業費精算書（様式第9号）
- 3 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- 4 写真、チラシ等補助事業の実施状況が分かる資料
- 5 その他市長が必要と認める書類

事業報告書

事業名	
団体名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施内容	
実施効果	

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※写真、チラシ等、補助事業の実施状況が分かる資料を添付してください。

事業費精算書

1 収入

(単位：円)

区 分	本年度予算額	収入済額	収入未済額	収入済額の明細
自己負担額				
補助金額				
そ の 他				
合 計				

2 支出

(単位：円)

区 分	本年度予算額	支出済額	不用額	支出済額の財源内訳			支出済額の明細
				自己負担	補助金	その他	
補助対象経費							
補助対象外経費							
合 計							

収入支出差引残金

円

様

青森市長

印

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のあった令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金について、下記のとおり交付額を確定したので、令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付申請事業名 | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金交付確定額 | 円 |
| 4 | 補助金交付済額 | 円 |
| 5 | 補助金返納額 | 円 |

様式第11号（第11条関係）

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金請求書

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

代表者住所

代表者職氏名

請 求 額 円

上記の金額を請求します。

なお、助成金については、下記の口座に振り込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

青森市長 様

団 体 名

代 表 者 住 所

代 表 者 職 氏 名

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付決定前着手届

令和8年度青森市まちづくり構想推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記事業について交付決定前に着手するので届け出します。

記

1 事業の名称

2 事前着手の理由

青森市使用欄

受付